

村上市建設工事等電子入札実施手順

平成21年6月1日
一部改正 平成31年4月1日
一部改正 令和4年4月1日

第1 利用者登録

村上市が行う電子入札に参加しようとする者は、村上市電子入札システム（以下「システム」といいます。）に、利用者登録をしなければなりません。利用者登録は、村上市の建設工事等入札参加資格登録業者名簿（以下「名簿」といいます。）に登載されている者だけが行うことができます。

1-1 ICカードについて

ICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」といいます。）のうち「コアシステム対応認証局」が発行するものであって、次のいずれかの名義で取得したものであることが必要です。

- ① 名簿に登載されている代表者、または営業所を有する事業者であって、当該営業所の代表者の名義で取得したもの
- ② 共同企業体の場合には、代表構成員の代表者等の名義で取得したもの

1-2 登録について

登録は、村上市の業者番号を使用し、村上市のホームページ上の電子入札専用サイトから行ってください。また、ICカードを紛失、失効、閉塞または破損した場合には入札に参加できなくなるおそれがありますので、予備の同一名義人のICカードを準備しておくことを推奨します。

1-3 登録の変更について

ICカードの登録情報の内容に変更があった場合には、財政課に入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出するとともに、新たなICカードを取得した後に変更後のICカードで新たに登録を行う必要があります。なお、入札参加資格審査申請書記載事項変更届は、村上市のホームページから取得できます。

市のトップページから《入札・契約情報》→《入札参加資格の変更など》で該当様式をダウンロードしてください。

《変更の手続》

- ① 認定認証事業者に新しい名義でのICカードの取得の手続を行ってください。
- ② 財政課に入札参加資格審査申請書記載事項変更届を郵送または持参により提出してください。
- ③ ICカードが届いたら1-2に従ってあらためて村上市の電子入札システムに利用者登録を行ってください。

1-4 ICカードが失効した場合について

代表者等のICカードに登録されている情報に変更があった場合やICカードの有効期限切れによりICカードが失効した場合には、当該ICカードによる電子入札への参加はできません。

また、有効期限が切れる前にシステムにより応札した場合でも、開札時において有効期限が切れてしまった入札については、無効または失格として取り扱います。

1-5 不正行為等による入札の取扱いについて

入札参加者がICカードを不正使用、虚偽の参加資格申請・入札書の提出等、不正な行為により入札を行ったとみなされる場合は、当該電子入札参加者の行った入札を無効とするとともに、村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱により入札参加停止を行う等、契約事務上、相当の措置をとります。

〈不正に使用した場合の例示〉

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して電子入札に参加した場合
- ③ 代表者等が変更しているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して入札に参加した場合

第2 案件登録

入札執行者は、電子入札により行うこととした案件について、案件登録を行います。

2-1 各受付期間等の設定

電子入札案件の入札書受付締切予定日時は、原則として開札予定日時の前日（前日が祝祭日及び閉庁日である場合を除きます。）の午後4時に設定します。また、積算内訳書の開封は、開札と同時にすることとします。

なお、その他の期間等日時の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定することとします。

2-2 入札説明書等の電子ファイルの形式

システムに登録する場合の入札説明書、設計図書等の電子ファイルの形式は、書換えができないように、原則としてAdobe Acrobat で作成したPDFファイルとします。ただし、積算内訳書については、Microsoft Excel により作成したファイルとします。

2-3 公告日等以降の案件の修正、中止および取止めの手順

公告日等の後において、調達案件登録情報について修正、中止または取止めをする必要が生じた場合は、以下の手順により処理を行うこととします。

- (1) 修正が必要となった案件についてシステムにより処理をします。
- (2) 中止の必要が生じた案件については、速やかにシステムにより中止の処理を行い、状況に応じて再登録を行うこととします。
- (3) 修正、中止の必要が生じた場合、紙入札の登録をしている業者に対しては、電話等の確実な方法で連絡をします。
- (4) 既に入札書等の提出があった場合で、当該案件が取止めとなったときは、入札参加者に対して電話等の確実な方法で連絡をします。なお、取止めとなった案件に提出された入札書等は、開封処理等を行いません。

第3 機器等の障害等による開札日時、入札方式等の変更

3-1 障害等による開札日時等の変更について

案件登録後、システムまたは入札執行者の使用に係る電子計算機（パソコン）に生じた障害、天災、広域的停電等（以下「障害等」といいます。）のためにシステムを使用できない場合、もしくは複数の入札参加者の使用に係る電子計算機（パソコン）に障害等が生じた場合で入札執行者が必要と認めた場合において、障害等の復旧の見込みがある場合は、開札日時等を変更し、入札参加者に対して開札日時等を変更することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、変更後の開札日時等を日時変更通知書により通知します。

この場合において、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合、仮の開札日時と開札日時が正式に決定したときには、その旨を連絡することを記載した日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応します。）するとともに、登録した案件の修正を行える場合には、当該案件の修正を行います。

3-2 障害等による紙入札方式への変更について

案件登録後、障害等のためシステムを使用できない場合または複数の入札参加者の使用に係る電子計算機（パソコン）に障害等が生じた場合で障害等の復旧の見込みがない場合は、入札方式を紙入札に変更するとともに、入札参加者に対して紙入札に変更することを電話等の確実な方法で連絡します。

第4 資料等の提出方法

システムにより送信する提出資料等（入札書および積算内訳書を除きます。以下「提出資料等」といいます。）の作成については、入札執行者が指定するファイルの形式がある場合は、当該指定された様式により提出してください。なお、システムに添付するファイルは、必ずウイルスチェックを行ってください。

4-1 アプリケーションソフトおよび作成した提出資料等を保存するファイルの形式

アプリケーションソフトおよび作成した提出資料等を保存するファイルの形式は、次の形式としてください。また、提出資料等を作成する場合において、ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないでください。

なお、提出資料等についてファイル圧縮をする場合は、LZH形式またはZIP形式によるもので自己解凍方式でないものとしてください。

- (1) Microsoft Word 形式で読み取りが可能なもの
- (2) Microsoft Excel 形式で読み取りが可能なもの
- (3) PDFファイル形式で読み取りが可能なもの
- (4) 画像ファイル JPEG形式またはGIF形式
- (5) その他特別に認めたファイル

4-2 ウィルス感染ファイルの取扱い

提出資料等のファイルにウィルス感染があることが判明した場合は、入札執行者は、直ちにファイルの閲覧を中止するとともに、再提出の方法を協議し、完全にウィルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めないこととします。

4-3 紙での提出方法等

提出資料等のうち、次に掲げるものが一つでも含まれる場合は、提出すべき全ての書類を持参により提出する必要があります。この場合には、あらかじめ持参する書類を記した電子入札様式1（ファイル形式で作成したもの）を添付してシステムにより送信しておいてください。

なお、持参により提出する場合の締切りは、システムにより提出する場合の締切日時と同じとなります。

- (1) 提出資料等に係るファイルの容量が3MBを超える場合
- (2) 告示・入札説明書等において別途指定がある場合
- (3) その他、市長が特に必要と認める場合

第5 電子入札案件における質問及び回答

電子入札案件における質問及びその回答については、原則、FAXもしくは電子入札システムにより行うものとします。

第6 一般競争入札等における入札参加申請（資格審査）

一般競争入札等において入札参加申請は、事前審査型、簡易事後審査型および事後審査型のいずれかの方式により行うものとします。

6-1 事前審査型

入札書の提出前に、入札参加資格審査のために必要な資料等を添付して入札参加申請を行い、参加資格の確認後に入札書の提出を行う方式をいいます。

6-2 簡易事後審査型

事前審査型と同様、入札書提出前に入札参加資格審査のために必要な資料等を添付して入札参加申請を行い、入札後、落札候補者となった者について資格確認を行う方式をいいます。

6-3 事後審査型

入札前に入札参加申請及び資格審査のために必要な資料等の提出を行わず、入札後、落札候補者となった者に対して資格審査のために必要な資料等の提出を求める方式をいいます。

第7 入札に関する必要な事項

7-1 入札に関する必要な事項

入札に関する必要な事項は、原則として、紙入札の場合と同様です。ただし、電子入札に際しては、次に掲げることに留意してください。

- ① 電子入札においては、代理人による入札は認めません。
- ② 入札金額その他入力が必要な事項についての情報ならびに入札者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が入札執行者の使用に係る電子計算機（パソコン）のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- ③ 入札執行者の使用に係る電子計算機（パソコン）のファイルに記録されるべきものが明らかであること。

- ④ 入札に使用したICカードが、名簿に登録された代表者または受任者が取得したものであり、かつ、一般競争入札および公募型指名競争入札においては、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。
- ⑤ 第1回目の入札金額に対応した積算内訳書に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の使用に係る電子計算機（パソコン）のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

7-2 入札に関する注意事項

- ① 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信してください。
- ② 入札書の送信には、使用する電子計算機（パソコン）の性能や電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることがありますので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後は、必ず入札書受信確認通知を印刷して保管してください。
- ③ 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合がありますので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機（パソコン）の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認するようにしてください。
- ④ 入札に使用することを予定している名簿に登録された代表者もしくは受任者が取得したICカードもしくは一般競争入札および公募型指名競争入札において、入札参加の申込みに使用した名義人のICカードが失効、閉塞または破損した場合には入札に参加できませんので、予備の同一名義人のICカードをできるかぎり準備しておいてください。
- ⑤ 入札書および積算内訳書を送信し、入札執行者の使用に係る電子計算機（パソコン）のファイルに入札書および積算内訳書の情報が記録された後においては、入札書および積算内訳書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

第8 紙入札の届出について

入札を紙入札により行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を入札執行者に持参し、届出を済ませておいてください。届出を受理した場合は、入札執行者は、紙入札業者登録を行います。なお、当該届出書提出後に再び電子入札へ変更することはできません。また、入札参加申請時点において、入札参加者の使用に係る電子計算機（パソコン）に障害等が生じた場合などやむを得ない事由があるときは、参加申請書受付締切日時までに紙入札参加届出書を入札執行者に提出し、参加申請以降の手続については全て紙による提出とします。

村上市建設工事等電子入札実施要綱電子入札様式2により、届け出てください。届出は、持参のみ受け付けます。

8-1 紙入札の届出を認める基準

紙入札参加届出書が提出され、次のいずれかに該当する場合は、紙入札の届出を受理します。この場合には、既にシステムにより行われた書類の送信および受信は有効なものとして取り扱います。届出が受理された者は、入札書および積算内訳書を入札書受付締切日時までに指定した場所へ持参してください。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないために村上市の電子入札システムへの利用

- 者登録を直ちに行えない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしている場合
 - (3) 企業名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をし、準備中の場合
 - (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機（パソコン）が故障した場合
 - (5) (1)から(4)までの場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと入札執行者が認めた場合

8-2 入札方式の変更について

障害等が発生した場合には、入札方式を紙入札に変更することがあります。

第9 入札

9-1 入札書の提出

入札参加者は、入札書受付締切日時までに、入札書および積算内訳書の送信または提出を行わなければなりません。入札書受付締切日時後に送信または提出された入札書および積算内訳書は受理できません。また、提出された入札書および積算内訳書の引換え、変更または取消しをすることはできません。

電子入札では、参加申請書や入札書等は本システムのサーバに記録された時点で提出されたものとし、システムでは、これらの情報がサーバに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行ったときは、必ず受信確認通知の表示を確認してください。受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合はシステムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行ったときのみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

9-2 紙入札による提出方法

紙入札の届出をした者の入札書（電子入札様式3）および積算内訳書の提出は、持参により行うこととします。

この場合において入札書等は、「（工事等の名称）入札書および積算内訳書在中」と記載した封筒に入札者の氏名（法人にあっては名称または商号）を記入押印し、入札書および積算内訳書を入れて封印をし、入札執行者が指定する場所に持参してください。

第10 入札の辞退について

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができます。

入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合には、例外として開札手続が開始するまでの間に限り、入札書を送信または持参により提出した後においても辞退申請書を提出することにより当該入札を辞退することができます。

この場合には、開札日時の30分前までに電子入札システムにより辞退申請書を送信するか当該工事の入札を執行する担当者に辞退申請書（電子入札様式4）を提出（持参に限ります。）するとともに、やむを得ず辞退しなければならない理由がわかる書類（落札決定通知書等）を

提出してください。

第11 開札

11-1 開札時の立会い

電子入札案件については、入札参加者は立ち会うことができません。また、開札に当たっては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

11-2 紙入札による提出があった場合の処理

紙入札を承認した者がある場合には、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせて、開札日時の直前（約5分前）に、提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認します。開札日時の経過後、入札執行者は、速やかに紙入札を承認した者の入札金額を電子入札システムに入力します。

11-3 最低制限価格等の入力

入札執行者は、予定価格書を開封し、システムに最低制限価格等の入力を済ませた上で一括開札を行います。

11-4 積算内訳書の内容の確認

積算内訳書の内容の確認は、開札時に行います。

第12 落札決定

12-1 落札者の決定

開札処理の結果、落札者を決定することができる場合には、入札執行者は、電子入札参加者全員に落札決定通知書を送信します。

開札結果は、入札執行後、設計図書等と一括して保管し、開札結果に当該入札事務に直接関係のない職員（開札に立ち会った職員）に立会人として記名押印させることとします。

12-2 くじ引きによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定します。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された3桁の番号（くじ番号）を基礎として、くじ引きを行います。なお、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を入札書に記載しなかった者のくじ番号は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとします。

12-3 入札の中止および取止め

入札の執行回数は、原則として2回までとし、落札者がいない場合には、入札の取止めを確認し、入札情報公開システムに登載するとともに、システムにより入札した者に対して取止め通知書を送信します。ただし、不落隋契に移行する場合はこの限りではありません。

入札書受付締切日時において不着または辞退により入札した者がいない場合には、入札の中止を確認し、入札情報公開システムに登載するとともに、システムにより入札参加者に対して中止通知書を送信します。また、一般競争入札において入札執行者が定める期間に、入札参加申請手続を行った者がいない場合は、入札執行者は入札の中止を確認し、電子入札システムに

より中止処理を行います。

12-4 落札決定の保留

入札執行者は、落札者を決定するにあたり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留します。この場合には、入札執行者は、落札決定の保留を確認し、入札情報公開システムに登載するとともに、システムにより入札した者に対して保留通知書を送信することとします。

落札者が決定した場合には、12-1により処理することとします。

12-5 再度の入札

第1回目入札を執行して、落札となるべき者がいない場合には、再度の入札を執行することとして、再度入札通知書を入札者に送信します。

再度の入札を執行する場合には、9-1を準用します。指定した開札日時を経過すると、遅滞なく、開札の手続を行います。ただし、再度の入札に参加できる全ての者から再入札の入札書の提出を確認したときは、直ちに開札の手続を行うことができることとします。

12-6 不落随契

不落随契（再度の入札を実施し落札者がいないときの随意契約）を締結するために見積り合わせを実施する場合には、見積通知書を、再度の入札において最低制限価格を下回らない範囲において、最低の価格で入札を行った者のみ、または、談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札を行った者および最低制限価格を下回った入札をした者を除き、再度の入札に参加した者全てに対して送信します。

見積通知書には、①見積書の提出意思がある者は、見積書の提出を行うこと②見積書提出の意思がない者は、辞退届を必ず送信することの2つの事項を記載して送信します。

なお、見積書受付締切日時を経過した後は、遅滞なく、入札の開札手続に準じて見積り合わせの手続を行い、見積書の送信または提出を受け付けません。

第13 契約

契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人またはその名義人から委任を受けた者とします。ただし、共同企業体については、構成員全員の代表者等の名義を表示して、契約の相手方とします。

第14 入札情報の公表

電子入札における入札および契約の過程ならびに契約の内容は、「村上市建設工事等の入札及び契約等情報公表実施要綱」に基づき公表します。

電子入札における入札公告、開札結果および当初契約の内容については、村上市の設置する入札情報公開システムにより、インターネット上において公表します。

第15 システムの運用時間

電子入札システムおよび入札情報公開システムの運用時間は、次のとおりとします。ただし、システムの保守、点検等のために必要が生じた場合は、事前予告を行うことなく、運用の停止

または中断をすることがあります。

電子入札システム

発注者：8：30～21：00

受注者：8：30～20：00

入札情報公開システム

6：00～23：00

※ ただし、電子入札システムは、祝祭日および閉庁日には、利用できません。